


所管部課	社会教育部中央公民館	部長	小俣 学			
件名	専決処分の報告について（蔵敷公民館学習室における人身事故）					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	地方自治法第180条第2項				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>令和元年6月20日（木）に発生した蔵敷公民館201学習室で活動中の人身事故について、「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告したい。</p> <p>【事故の内容等】</p> <p>市が管理する「蔵敷公民館」201学習室において、健康麻雀をしている最中にパイプ椅子の座面が外れて、相手方が床に臀部を打ちつけたものである。</p> <p>損害賠償額の決定及び和解の内容は、市が相手方に対して損害賠償金2,750円を支払うものである。</p> <p>また、賠償金については、公益社団法人全国公民館連合会の公民館総合保障制度に基づき、全額補填される。</p> <p>【影響及び効果】</p> <p>当該事故について、相手方との和解が得られ、必要な手続きが完了する。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和元年6月20日（木） 事故発生 令和2年1月 8日（水） 専決処分 令和2年1月 8日（水） 示談締結</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和2年第1回東大和州市議会定例会において報告したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。